

福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度が始まります

飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣制度とは

福岡県飲酒運転撲滅条例により、県が飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者等による研修などの機会に対して、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣し、参加者の飲酒運転撲滅意識の向上に効果をあげようとするものです。

アドバイザーはどんな人？

- 飲酒運転事故の現状や、交通法規の知識を有し、飲酒運転防止のポイントをアドバイスできる専門家
- アルコールが体に及ぼす影響について知識を有し、依存症が疑われるケースへの対処方法をアドバイスできる専門家
- 飲酒運転事故被害者の遺族

どんなときに派遣してもらえるの？(例)

- 従業員の研修の機会に
 - P T A 学習会のテーマとして
 - 地域や公民館主催の研修会等に
 - 従業員の就業規則や健康管理マニュアル制作の勉強会に
 - 業界団体の会合等での講話として
- 上記以外の場合でも派遣可能です。お気軽にご相談ください。

派遣の条件は？

- ① 飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること
 - ② おおむね30名以上の参加者を見込んで実施されるものであること
 - ③ 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと
 - ④ 実施時間が10:00 から20:00 までの間であること
- 4つの条件をすべて満たしていることが条件ですが、②についてはご相談に応じます。

派遣の費用は？

アドバイザーに対する謝礼と交通費は、県が負担します。

派遣を希望する団体の方は、会場や開催に必要な機材等の手配をお願いします。

申し込み方法は？

- 派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに、「福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣申請書」に会合の開催案内や企画書を添えて、県庁生活安全課まで郵送等により申請してください。申請の内容により、県が派遣するアドバイザーを決定して申請者に通知します。

申請書の入手方法

- ① 県のホームページ（整備中）からダウンロードする
- ② 下記の申請先に問い合わせ、様式を郵送等してもらう
- ③ 市町村役場の交通安全対策担当窓口で入手する

福岡県 撲滅活動アドバイザー

検索

申請・お問い合わせ先

〒812-8577（福岡市博多区東公園7番7号）

※ 郵送の際、県庁専用郵便番号の記載があれば、住所は不要です。

福岡県庁生活安全課
（交通安全係）

電話 タイムン(092)643-3167 県庁代表(092)651-1111 内線2955
F A X (092)643-3169
Eメール anzen@pref.fukuoka.lg.jp